

アカシア・リニューアブルズ株式会社「（仮称）遠野風力発電事業環境影響評価方法書」に対する通知について

平成30年11月20日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書きの規定に基づき、平成30年6月1日付けで届出のあった「（仮称）遠野風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、アカシア・リニューアブルズ株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

環境影響評価方法書の届出日から平成30年12月27日

2. 期間を延長する理由

福島県の知事意見が当初電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める期間内に提出されない見込みであったため、期限内の審査、勧告ができないため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成30年6月1日
住民意見の概要等受理	平成30年9月21日
経済産業大臣勧告期限	平成30年12月27日
福島県知事の意見期限	平成30年12月19日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、酒井
電話：03-3501-1742（直通）